

## 第5章 緑のまちづくりの分野別方針と施策

本章では、緑のまちづくりを進めていくうえでの基本方針と施策展開の方向性を、分野別に整理します。

### 5-1 「愛西市らしい緑を守る」ための方針と施策内容

#### 1. 農地の保全

農地は、本市の緑を構成する最大の要素の一つであると同時に、「食」を支える基盤、雨水調整を行う涵養地、災害時の避難地など、様々な機能を有している重要な緑です。したがって、農地の維持・保全を図るだけでなく活用についても積極的に検討していきます。

#### (1) 農地を守る仕組みづくり

##### 土地利用計画制度の活用による保全

国土利用計画法・都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・生産緑地法といった土地利用計画にかかわる法律に基づいて、保全すべき農地を明確化し、将来にわたって保全していきます。

##### 営農環境の維持・向上

生産性の高い農業の確立など総合的な農業政策の展開により営農継続を支援することで、結果として農地が残されるように取り組みます。

鳥獣被害や自然災害から農作物を守るための各種支援策も検討・実施していきます。

##### 良質な農地の保全・形成のための配慮

美しく良質な環境をもつ農地を守り育てるためには、営農者自身の努力も欠かせません。農薬・除草剤の適正使用について、今後も県や農協など関連機関と連携した啓発活動等を継続していきます。

また、の支援策を講じるとともに、農地周辺の樹林地の保全の奨励や、農地付近の景観を阻害する要因となっている広告物等の適正化にも努めます。



## (2) 遊休農地の利活用

### 農園等としての活用

遊休農地については、市民農園、体験農園など、レクリエーション需要に応える場として、活用方策を検討・推進していきます。田植えや栽培、収穫といった農業体験プログラムを充実することも検討していきます。

小広場を付属整備することなどで、地域コミュニティの活動の場や市内外の人たちの交流の場の創出を図ります。

### 暫定的な緑化の検討

農地として利用される見込みがなく宅地転用も難しい、あるいは不適切な遊休農地のうち特に美しい景観形成が求められるようなところでは花を植えるなど、暫定的な緑化の可能性を検討します。

## (3) 特産農産物の利活用

### ハスの利活用

本市の特産農産物であるハスを最大限に活用した取り組みを展開します。

景観面で特徴的であることから、ハス田の眺望スポットを整備・紹介することや、ハス（レンコン）の収穫を体験するプログラムの充実も検討します。

### 特産農産物の周知

貴重な田園景観を守るためには、特産農産物の知名度をさらに向上させていくことも必要です。道の駅立田ふれあいの里を観光拠点として、ハス（レンコン）をはじめとする特産農産物の、市内外への周知に努めます。

また市民、特に子どもたちに意識を高めてもらうための啓発活動も重要です。学校給食において特産農産物を活かしたメニュー導入を促進するなど、「食育」などの施策を進めます。



## 2. 樹林地や樹木の保全・充実

本市にはまとまった樹林地は少ないですが、景観構成要素やビオトープとしての役割を担うため、保全だけでなく樹木の更新なども視野に入れて、充実に努めていきます。

### (1) 樹林地や樹木を守る仕組みづくり

#### 保全のための法的制度の活用

特に貴重であったり特徴的であったりする緑がみられる場合には、特別緑地保全地区や保存樹木といった法令に基づいた区域や樹木の指定を検討します。

#### 所有者との協定による保全

の指定が難しい場合には、緑地や樹木の所有者と市との間で協定を締結して、維持管理のための支援策を講じたりするなど、所有者の負担を軽減させる手法を検討します。

#### 特色ある緑の保全

の指定や の協定に至らない場合でも、貴重な緑の周知などを検討していきます。

「良好な植物群落、野生動物生息地等」「良好な水辺環境である動植物生息地」「伝統的・歴史的風土を代表する緑、水辺等」「文化的意義を有する緑、水辺等」を、本計画現況調査において整理しているため、当面これらを候補として取り組みを進めます。

特に、河川や水路沿いの桜並木は本市の特色ある緑であり、保全・充実と周知を進めます。



### 3. 水辺環境の保全

木曽川・長良川をはじめとする河川のほか、鵜戸川などの水路を含めて、うるおいのある水辺環境を守るための取り組みを進めます。

#### (1) 水質の保全・再生

##### 水質検査の実施

市内の河川・水路のうち主要な箇所については、年に数回水質検査を実施しています。今後も定期的な水質検査を継続していくとともに、臨時検査なども必要に応じて検討していきます。

##### 水質浄化策の推進

生活排水や工場排水等を浄化するため、自然環境の保全に向けた計画的な下水道事業の促進、排水施設の適切な維持管理、汚染防止に関わるモラル向上の啓発などを図ります。

植物や貝などを用いて水質を浄化する手法も研究・開発されてきているため、その適用についても検討します。

#### (2) 河川・水路の利活用

##### 河川・水路景観の保全

木曽川・長良川については、国や流域自治体と連携しながら、水質の保全・向上、無秩序な開発や広告物等の規制などを行い、周辺と一体となった河川・水路景観の保全に努めます。

その他の河川・水路についても良質な景観が形成されるように、橋などのデザインを検討します。

##### 親水・レクリエーション機能の強化

河川・水路は、排水処理や水害防止だけでなく、自然に親しむためのレクリエーション機能も併せ持っていることから、親水性を高めるための工夫を図ります。

具体的には、コンクリート護岸を緩傾斜の多自然型護岸に改良すること、河川沿いに遊歩道や休憩スペースを設置すること、桜並木の充実を図ること、眺望スポットを整備することなどが考えられます。



##### 水辺空間の多目的活用

水辺空間は、親水やレクリエーションの機能に加えて、環境教育や植物の生育実験の場、ビオトープなど、多目的な活用を検討していきます。



# 「愛西市らしい緑を守る」ための方針図



	伝統的みどりの保全・周知
	生き物の生息環境の保全・周知
	水質の保全・再生 河川・水路景観の保全 親水性の向上や多目的活用の検討
	特産農産物を発信する拠点づくり



凡 例	
	農地
	ハス田
	生産緑地地区
	街路樹
	河川・水路
	主要道路

## 5-2 「今ある緑を充実させる」ための方針と施策内容

### 1. 公園緑地の充実

市内の公園緑地について、相互のネットワーク化と適切な配置を図るとともに、様々な観点から機能の強化を図ります。

#### (1) 公園緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成

##### 街路樹等の充実

主要道路を中心に街路樹等の充実を図ります。

維持管理や新規路線整備などの機会を活用した並木の整備や、中木や低木を組み合わせた植栽などを検討します。カラフルな花で飾ることや、せせらぎを組み合わせて整備することも考えられます。植栽にあたっては、本市の気候風土や整備する道路の特性(排気ガスの程度等)を考慮して適切な樹種を選定するものとします。

このように、主要道路での街路樹等の充実により、可能な限り公園緑地が緑でネットワークされるように努めます。



#### 【用途に合わせた樹木】

用途	選定の考え方
大気浄化作用に優れた樹木	<p>樹木は光合成により二酸化炭素を吸収すると同時に、空気中に含まれる大気汚染物質(汚染ガス)も吸収します。住宅地や学校などは大気浄化能力が高い樹種を選択し、工場や通行量の多い沿道などは大気汚染の耐性についても考慮することになります。</p> <p>【大気浄化作用に優れた樹木の例】                      中低木……オオムラサキ、シデコブシ、トサミズキ、ニシキギ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウなど                      落葉高木…イチョウ、エゴノキ、エノキ、クヌギ、ケヤキ、サルスベリ、シダレザクラ、センダン、ナンキンハゼ、ハルニシ、ミズキ、モモなど                      常緑高木…ヤマモモなど</p> <p>【大気汚染耐性の優れた樹木の例】                      オオムラサキ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウ、イチョウ、ヤマモモなど</p>
耐火性に優れた樹木	<p>規模が小さくオープンスペースを有する施設が不足している地区においては、耐火性に優れている樹木などを積極的に取り入れ、避難地・避難経路となる公園や主要道路を緑のネットワークでつなぐことが重要です。</p> <p>【例】                      キョウチクトウ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシなど</p>

参考：大気浄化植樹マニュアル など

#### 河川・水路のネットワークの形成

木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】など、木曽川河川敷を活用したレクリエーション機能の充実や、日光川、善太川などにおける親水空間の整備、土手の景観創出を図ることなどにより、市内の河川・水路のネットワーク化を図ります。また河川沿いの遊歩道の整備などに努めます。

## (2) 公園の適正配置とアクセス改善

### 適切な公園配置の検討

都市公園が不足している地域については、既存の児童遊園等の質を高めて都市公園と同等の機能を持たせるなど、地域の都市公園を充足するための手法を検討します。

### 公園へのアクセス向上

主要な公園については、その利用のしやすさを高めるため、そこに至る歩道整備を進めたりバリアフリー化を図ったりするなどして、アクセスの向上に努めます。必要に応じて、案内板などの設置も検討します。

## (3) 公園緑地の機能強化

### 特色ある公園づくり

本市の公園には、愛西市ならではの雰囲気をもたせることが望ましいといえます。シンボルカラーや市の木(マキ)・市の花(ハス)等を活かした公園づくりを推進していきます。

地域特性にあった公園づくりにも留意します。



### 誰もが利用しやすい公園づくり

公園は、高齢社会に対応してバリアフリー化されたものとしていきます。子どもからお年寄りまで、障害をもった人も気軽に安全に利用できるように、改修や新規整備にあたってはユニバーサルデザインの導入を推進していきます。

またベンチの設置や樹木の植栽を行うほか、外灯や足元灯、カーブミラーなどの設置を推進し、誰もが安心してくつろげる公園づくりに努めます。

### 公園緑地の多面的活用

公園緑地は、子どものみならず、成人の環境教育の場としても活用を考えていきます。また、災害が発生した際には避難場所となり延焼遮断等の防災機能をもつことから、防災機能の強化も考慮します。

なお現在、国営木曽三川公園(東海広場・(仮称)鵜戸川)では、広域的なレクリエーションの拠点を目指して、各種スポーツやイベント、デイキャンプなど様々なレクリエーションを楽しむことができる場としての整備を進めています。

### ビオトープの形成

河川沿いの空間では多様な生き物の生息環境の保全・再生を目指し、ビオトープとしての機能強化を図っていきます。



## 2. 緑の維持管理

緑豊かなまちづくりを進めていくため、公園や樹木、樹林地、河川など今ある緑の適切な維持管理を行っていきます。

### (1) 公園や樹木の適切な維持管理

#### 公園の維持管理

主要な交流拠点となる中央公園、北河田公園などの都市公園については、利用者のニーズに対応した適正な維持管理を行います。親水公園については、維持管理と併せて未供用部分の整備も推進していきます。

またその他公園についても、各種設備の定期的な点検や老朽化した遊具の修理・更新を行うなど、特に子どもにとっての安全性の確保に努めていきます。



#### 樹木調査の実施

緑地や貴重な樹木については、虫害による枝枯れなどを防ぐため、随時または定期的に樹木調査（仮称「樹木の健康診断」）の実施を検討します。

#### 適切な樹木管理の実施

成長しすぎた街路樹や公園の樹木は、近隣住民の迷惑となるほか、交通安全や防犯の観点からも望ましくありません。視界の邪魔になる枝葉の剪定や、落ち葉の清掃などの維持管理活動を計画的・定期的に行っていきます。

また剪定した枝葉については堆肥化を行うなど、リサイクルの視点も重視します。



## ( 2 ) 市民参加による緑の維持管理

### 維持管理活動への意欲向上のための啓発

現在、公園などの一部で町内会による除草・清掃活動や市民ボランティアによる道路の維持管理が行われています。

行政のみで公園緑地の全てを維持管理していくことはコストや効率などの面で負担が大きく、また協働のまちづくりの重要性も高まっていることから、関連情報の公開や提供などを行い、よりたくさんの市民の意欲・関心を高めていきます。

### 市民参加機会の拡大

啓発活動の促進とともに、公園づくりに関わる検討の場への市民の参加機会の提供や、市民団体やNPO等の組織づくりの支援を行うことなどで、市民参加の機会の拡大を図ります。

地域住民による公園や道路、河川・水路の美化活動等が活発化することで、将来的には地域の提言と取り組みにより、苗木の育成・植樹や、公園の改修・新設を目指します。



# 「今ある緑を充実させる」ための方針図



リバーサイドパーク

	街路樹等の充実
	河川・水路のネットワークの形成
	特色ある公園づくり
	ビオトープの形成

土手の景観創出

領内川緑地

領内川

北河田公園

日光川

海西公園

長良川

鵜戸川

国営木曾三川公園  
(東海広場 (左岸))

国営木曾三川公園  
(東海広場 (右岸))

親水公園の機能充実

中央公園

親水公園

国営木曾三川公園  
(船頭平河川公園)

木曾川

国営木曾三川公園  
( (仮称) 鵜戸川)

木曾川左岸の親水レクリエーション  
機能の充実

善太川

凡例	
	都市公園等
	児童遊園・その他の公園・ゲートボール場・植物園 (1,500㎡以上)
	学校運動場・グラウンド (1ha 以上)
	社寺林
	街路樹
	河川・水路
	主要道路

## 5-3 「市民とともに緑を創り出す」ための方針と施策内容

### 1. 緑にふれるきっかけづくり

田園地帯に囲まれた環境にある本市にとって緑は身近な存在ですが、緑を守り増やしていくためには、市民一人ひとりの緑に対する意識が重要です。緑を身近に感じてもらうためのきっかけづくりを多彩なメニューで行います。

#### (1) 緑のまちづくりに向けた啓発

##### マナー遵守の啓発

良質な緑の空間を守っていくための、マナー遵守に関わる啓発活動を行います。

##### 緑に関する資料の作成と公表

「緑の資源マップ」など、本市の緑の現状をわかりやすく視覚的に伝える資料やパンフレットの作成・公表を推進します。作成にあたっては、市民や事業者からの情報の活用も検討していきます。

また、市の木（マキ）・市の花（ハス）の周知も広く行います。

##### 子どもと緑のふれあい促進

幼稚園、保育園、小学校や中学校等において、農業体験や、公園緑地や水路等の清掃活動など、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進します。



#### (2) 緑のイベント開催

##### 緑化フェアなどの開催

緑化フェアなど緑に関連するイベント開催やその他イベントでのブース開設などを検討します。これらの機会を活用して、緑の重要性の啓発と知識の普及に努めるとともに、実際の緑化活動を支援していきます。

周辺の都市や大都市など、他の自治体との交流事業を開催する可能性も検討していきます。

##### 講習会の開催

農業技術の指導、環境学習、自主的に取り組める緑化の紹介など、緑に関わる各種の講習会・勉強会の開催を検討します。講師等は、市内の人材を活用することに努めます。



## 2. 緑のまちづくりを推進する仕組みづくり

実際に緑化を推進するための前提として、体制や仕組みを充実させていきます。

### (1) 市民の活動への支援体制づくり

#### 市民や市民団体への支援

市の広報誌やホームページを活用するなど緑に関する情報提供の仕組みを確立し、市民への意識啓発と情報の共有化を図ることにより、協力体制の充実や専門家の派遣等による技術的な支援を推進します。

#### 市民ボランティアの育成

市民が緑化や水質浄化などに取り組む「緑のボランティア」の育成を検討・推進します。

#### 緑化や良好な水循環に関する支援の充実

緑化フェアなどの機会を活用して、市民等に苗木や花の種の配布を行い、市民・事業者による自主的な緑化活動を支援します。剪定した枝葉の堆肥化を推進する「緑のリサイクル」の実施や、植樹場所の提供に関する相談への対応も検討します。

また本市では、降水時の河川等に対する負担軽減や雨水及び資源の有効利用の促進など良好な水循環を形成するための対策の一つとして、下水道に接続の際不要となる浄化槽を雨水貯留施設等に転用するための支援の充実を図っていきます。

### (2) 協働の取り組み

#### 官民連携の推進

緑のまちづくりは行政機関のみの力では十分に効果をあげることができません。上述の支援の実施とともに、公園等の草刈り、清掃、花いっぱい運動のような緑化活動等を地域住民と協働で行うことで、緑豊かなまちづくりを推進します。

#### 庁内体制の充実

緑化や水辺環境の整備などの緑のまちづくりは、多角的視点を必要とすることから、担当部局のみならず庁内の関係所管が連絡調整を行いながら進めていく必要性が高いといえます。

そのための情報の共有化や体制整備などを検討・推進します。

### 3. 各種施設の緑化

施設緑化は、緑化スペースが限られる市街地において、ヒートアイランド現象や環境問題の緩和に寄与する効果的な取り組みと言えます。

駅周辺・学校・その他の公共公益施設（市役所、福祉関連施設、公民館、図書館等）・道路・民間敷地など、緑化の対象となる施設は様々です。それぞれにふさわしい形態の緑化を進めていくものとします。

#### (1) 駅周辺の緑化

##### 駅前空間の緑化

鉄道の駅前については、駅前広場の整備と並行あるいはそれに先行して、それぞれにふさわしい緑化を進めます。

各駅の特徴を出す「シンボルツリー」の植栽なども検討します。

緑化のための空間が不足する場合には、そのスペースを確保していく手法も併せて検討します。



##### 周辺部を含めた緑あふれる市街地の形成

駅周辺や住宅地も含め、市街化されている区域や今後市街化を促進する区域についても、駅前と連続性をもった並木や植栽を行うなど、可能な限り一体的な取り組みを進めます。これにより、周辺の田園地帯とは異なった都市的なみどり環境の形成を図ります。

#### (2) 学校の緑化と多目的活用

##### 総合的な緑化の推進

小中学校などは相当の敷地規模をもっており、既に緑化されているところが多くなっています。それらの適切な維持管理を行っていくことで、緑の保全を図ります。

また、児童・生徒による記念樹の植栽や花壇づくりなど既存の活動を推進していくことで、緑化に努めます。



### 環境学習にふさわしい場としての整備

学校においては、前頁 にあるとおり緑とのふれあいなどを通じた環境学習を進めていきます。その実践の場としてふさわしいように、多様な植物や身近な生き物とのふれあいが可能なビオトープの形成などを検討・推進していきます。

### 地域のレクリエーションの場としての活用

学校は、地域のレクリエーション等の場としても活用されています。今後も児童・生徒の安全性を確保しながら、グラウンド等の利活用を図ります。



## (3) その他の公共公益施設の緑化

### 大規模な施設における緑化の推進

市内には様々な公共公益施設があります。市役所をはじめ一定の規模をもつ施設については、率先した緑の保全・充実、適切な維持管理に努めていきます。

### 小規模な施設における緑化の推進

小規模な施設については、十分な緑化スペースがない場合もあるため、屋上緑化や壁面緑化を含めて多面的な緑化を図るものとします。

同じ緑の量であっても視覚的に豊かに感じるような効果的な緑化を検討します。





#### (4) 道路の緑化

##### 主要道路の整備による緑化

将来都市構造で「街路樹のネットワーク」に位置づけられている主要道路については、市を代表するシンボルロードとして整備することが考えられます。

個性と風格のある街路樹、花壇の設置などを検討するとともに、沿道へのごみのポイ捨て防止の呼びかけや定期的な維持管理活動の実施など、主要道路の緑化と併せて沿道景観の改善にも努めていきます。

##### 沿道空間の一体的緑化

市街地内の生活道路などで緑の帯を形成するためには、市民とともに沿道住宅地の緑化を推進していくことが有効です。

住宅地の緑化を推進するために、道路整備の事業と併せて住宅地の緑化の啓発に努めていきます。

##### 道路緑化全般の推進

及び 以外の道路については、十分な緑化スペースが確保できないことも多くなっています。路線によっては、歩行者専用道路としての緑化や、歩行者と自動車の通行空間を融合させた「コミュニティ道路\*」の整備と併せた緑化を検討するなど、道路緑化全般について検討していきます。



例：クランクを用いたコミュニティ道路

#### (5) 住宅地の緑化

##### 統一的緑化と個性的緑化との両立

実のなる樹木や本市の気候風土に見合った樹木などを中心に、市内の街路樹を統一したり、民有地の緑化に適切な樹種のアドバイス等を行ったりすることにより、統一的な緑の風景の創出に努めます。

一方で、地域ごとに個性をつけることできめ細かく個性を打ち出していくという手法も考えられます。

今後の実際の取り組みにあたっては、地域の状況によって個別に検討・推進していくものとします。



#### 生垣化の推進

生垣は街並み景観の創出だけでなく、火災時の延焼防止効果があります。また、倒壊しやすいブロック塀を生垣化することで、地震時の避難路が確保できます。

そこで、市街地を中心に具体的な推進策について検討し、生垣の普及に努めていきます。

#### 緑化に関する支援の充実

前述にある苗木や花の種の配布、剪定した枝葉の堆肥化支援など、住宅地の緑化に関する支援の充実を検討・実施します。

### (6) 民間企業敷地などの緑化

#### 産業系用地の緑化の推進

弥富 IC（インターチェンジ）周辺部及び佐織東部地域は都市計画マスタープランにおいて「産業拠点」として位置づけられており、その事業推進にあたって緑化に配慮します。

#### 工場及び事業所の緑化の推進

環境保全と景観向上の両面から、民有地の敷地や壁面などを活かした緑化が必要とされます。

一定の緑化が法律で義務付けられている大規模工場だけでなく、その他の工場・事業所においても、可能な限り緑化を推進していきます。緑化推進にあたっては、平成 21 年度からスタートした「あいち森と緑づくり事業\*」による都市緑化推進事業などの活用を検討します。

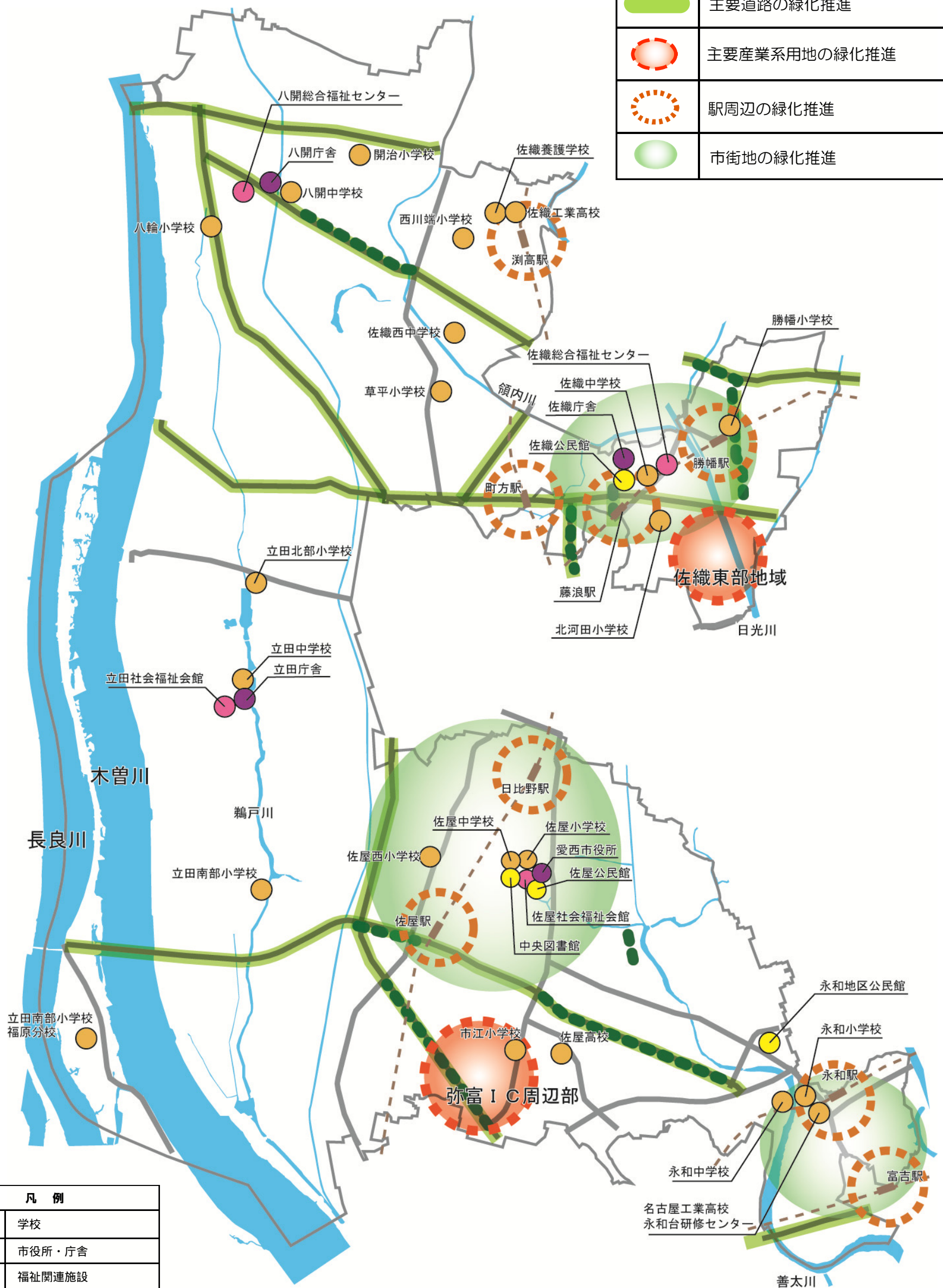
#### 大規模な施設跡地の緑化の検討

ごみ清掃工場跡地や今後土地利用転換が想定される大規模工場跡地等については、周辺緑地の利活用を含め、土地利用の具体化に併せて緑化を検討・推進していきます。

# 「市民とともに緑を創り出す」ための方針図



	主要道路の緑化推進
	主要産業系用地の緑化推進
	駅周辺の緑化推進
	市街地の緑化推進



凡例	
	学校
	市役所・庁舎
	福祉関連施設
	公民館・図書館
	街路樹
	河川・水路
	主要道路
	鉄道・駅



## 愛西市緑の基本計画

---

発行日 平成 22 年 3 月

発行 愛西市 経済建設部 都市計画課

〒496-8633 愛西市石田町宮東 68 番地

愛西市役所 立田庁舎

TEL 0567-28-7278

FAX 0567-28-0217

E-mail [tosikeikaku@city.aisai.lg.jp](mailto:tosikeikaku@city.aisai.lg.jp)